

院外処方箋広域疑義照会簡素化プロトコールに関する合意書

弘前大学医学部附属病院と一般社団法人弘前薬剤師会薬局会員の簡素化プロトコール合意薬局リストに掲載された保険薬局は、院外処方箋における疑義照会の運用について、下記の通り合意する。

なお、保険薬局での運用においては、患者の不利益に結びつくことのないように、十分な説明と同意を得てから行うものとする。

記

1) 「院外処方箋広域疑義照会簡素化プロトコール」(別紙)の内容については、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意が得られたものとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

(抜粋：薬剤師法第23条)

1. 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。
2. 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

2) 運用開始時期について

西暦2025年11月1日より開始とする。

3) 合意の解除及び内容の変更について

合意の解除及び内容の変更については、必要時協議することとする。

2025年**10月22日**

住 所：弘前市本町53

名 称：弘前大学医学部附属病院

代表者：院長 袴田 健一



住 所：弘前市中野2丁目10番地5

名 称：一般社団法人弘前薬剤師会

代表者：会長 磯木 雄之輔

